

## 大阪地方裁判所委員会（第28回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

2月8日（金）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

### 1 日時

平成25年2月8日（金）午後1時30分から午後5時00分まで

### 2 場所

大阪地方裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員）稲田和也，栄藤利之，岡田忠克，木村岐代子，谷口美樹子，戸部義人，野原隆司，松田岳士，山田一信，吉岡康生，森恵一，佐藤方生，中川博之，二本松利忠（敬称略）

（説明者）徳岡由美子

（事務担当者）小野憲一，守屋悦夫，巽信裕，山本猛，西山実，藤原扇一

（庶務）坂本靖史，西名裕

### 4 配布資料

調停のあらまし，簡易裁判所リーフレット，簡易裁判所の民事諸手続，電子紙芝居関係資料，民事調停利用者アンケート集約結果，調停制度の利用者アンケートの集約結果について，民事調停制度に関する弁護士調停委員・司法書士との各意見交換会の結果について等

### 5 議題

簡易裁判所における民事調停について

### 6 議事

( 委員長： 委員 ( 学識経験者 )： 委員 ( 法曹関係者 )： 説明者，  
事務担当者及び庶務： )

- (1) 大阪地方裁判所委員会委員長の挨拶
- (2) 徳岡由美子部総括裁判官説明 ( 簡易裁判所における民事調停について )
- (3) 電子紙芝居「調停が成立するまで」上映
- (4) 調停室等見学



調停室



相手方待合室

- (5) 意見交換

( 冒頭：徳岡部総括裁判官から，調停手続利用者アンケート，弁護士調停委員及び司法書士との意見交換会の実施結果を説明。 )



：第一に「簡易裁判所における民事調停の現状について」ということで，利用者から見て，民事調停の現状に問題がないかという点について，また，第二に「簡

「簡易裁判所の民事調停の利用を高めるための方策」ということで、民事調停を国民にもっと利用してもらうためには、裁判所としてどのような工夫や改善をすればよいかという点について、御意見を賜りたい。では、まず簡易裁判所における民事調停の現状について、各委員から、御意見や御感想を伺いたい。

：先ほど説明のあった利用者アンケートについて、アンケートを記載した人の年齢層や男女別について、教えていただきたい。

：今回のアンケートは、調停制度の利用促進を目的に、利用者が調停手続を利用するに際しどう感じておられるのか等を把握するために、3か月間の予定で実施しており、お配りしたアンケート結果は、本日の地方裁判所委員会のために、途中までの結果として集計したものである。項目について検討したが、年齢層や男女別については、今回、特にアンケート項目としては上げていない。

：例えば、高齢者であるという理由から利用しにくい、といった視点からの意見もあると思う。

：非常に貴重な意見を頂戴した。機会があれば、年齢層や男女別についても聞いてみたいと思う。

：知り合いの調停委員から、調停が利用されにくい理由の一つとして、期日に相手方が来ないことが多いということを聞いた。訴訟の場合、期日に出頭しないと判決が出されてしまうが、調停の場合、不出頭の人に不利益がないから話が進まない。制度を変えて欠席に対する罰則を設けるとより使いにくくなる。相手方に出ていただく工夫をすることが大事ではないか。

：民事調停規則では、当事者に出頭義務が課されている。ただし、その規則等はあまり利用されていない。相手方の不出頭が多いというのは、少し現状と異なると思う。調停前の事前折衝の過程で、話し合っても無駄であると考えて出頭しない人がいる。全く音沙汰なく不出頭の人もいれば、意向を聞く書面で、事前に不出頭の意味を示して、出頭しない人もいる。不出頭の場合、書記官を通して、調

停はあくまで話し合いの手続であり、何らかの結果を押しつけるような手続ではないという趣旨のことを記載した書面を、呼出状に添付して相手方に送付し相手方の感情を和らげるよう努めている。この方法により、応じて出頭する人や電話で裁判所に連絡を取ってくる人もいる。

：家庭裁判所でも同じような悩みがあり、家庭裁判所では、家庭裁判所調査官を通して、出頭勧告をすることがある。ただし、話し合う気のない人がいくら出頭しても、あまりうまくいかないことが多い。

：不出頭の相手方のところへ、調停委員が出向いて行くということはあるのか伺いたい。

：調停委員が不出頭の相手方のところへ出向いて行くことはしていない。調停委員が、不出頭の相手方へ電話をかけることはあるが、全件に電話をかけたりはしていない。電話をかけるべき事案かどうか見極める必要がある。

：その見極めが大変だと思う。民事調停の利用を促進するためには、節目節目でもっと気楽に来てくださいと、全国的にピーアールしたらどうだろうか。裁判所は、門戸を開いていると、もっとサービス精神を表に出したらいかがだろうか。

：今年の1月19日には、中之島の大阪市中央公会堂において、大阪民事調停協会の主催、裁判所の後援で、調停制度90周年記念行事が行われた。1300人から1400人位の応募があり、会場の関係で、1000人位の方に御参加いただいた。先ほど上映した電子紙芝居や落語の行事、調停に関するトークショーを行って、盛り上がっていた。

：そのような行事を行ったことは良いことだと思う。新聞やテレビを使い宣伝するなど、もう少しマスコミを使ってはどうだろうか。応募者が、この周辺の府県人口1600万人中の1300人では、少し少ないかなと思う。

：先ほどの紙芝居において、調停の申立人は、市役所の窓口から紹介されて裁判所に来ていたが、一般には他の機関から紹介されて裁判所に来るのか、一般の係

争当事者が調停を選ぶきっかけは、どこが機能しているのか伺いたい。また、調停にふさわしい事件が裁判所に来ているのかどうかという点にからみ、調停成立の割合はどの程度か伺いたい。

：紛争が生じると、当事者は、市の無料法律相談、消費生活センター、法テラス等に行かれ、そこで、調停を紹介されたりすることが多いのではないかと思う。簡易裁判所としては、受付で一通り調停以外の手続の説明もするが、当事者の話を聞いていく中で、この事案は調停の方が良いのではと考えれば、調停の方にシフトした説明をしたりすることもある。調停成立の割合は、年によっても異なるが、全国的には、三十パーセントから四十パーセントと言われている。他の終了事由として、調停に代わる決定があるが、この終了事由も加えると、解決率は七十数パーセントに達する。また、申立人の都合で取り下げる場合と、調停で話し合う中で、折り合いがついたので、取り下げるという場合があるが、これらは実質的に解決と考えられるので、これを加えると、八十パーセント程度になる。

：地方裁判所においては、平成24年の解決率は、七十パーセント位であった。

：その結果を踏まえると、裁判所としては、調停にふさわしい事件が裁判所に申し立てされていると考えているのか。調停不成立の場合、二度手間になるので調停が敬遠されているという話もあるが、手続の振り分けが機能しているのかどうか伺いたい。

：弁護士の中にも、非常によく調停を使う弁護士もいれば、使わない弁護士もいる。よく使う弁護士は、勝ち目の薄い事件や、証拠の少ない事件について、相手と話し合う中で、証拠の整理、見極めをする場合などに調停を利用すると言っていた。二度手間という弁護士や司法書士もいるが、上記のように、証拠の整理等に調停を利用する人がいるのは事実である。

：国や地方公共団体が相手で、和解や調停が無理であるという場合は、調停を利用しない場合がある。相手方の属性から、調停を利用するかどうか判断する。当

事者は、紛争を、早く、安く、うまく解決してもらいたいという要望を持っている。実際、調停よりも訴訟の方が早い場合もある。クレジット会社の債権関係の事件など定型的な事件は、調停よりも訴訟がふさわしいのではないかと思う。近隣紛争などは、相手が被告として呼び出されるということ自体がマイナスになるので、調停がふさわしいと思う。証拠が薄い事件なども調停をするメリットがある。調停を申し立てた結果、相手方が不出頭で、訴訟となった場合でも、そのこと自体は織り込み済みなので、二度手間になるとは思わない。

：調停は、企業法務において、訴訟と同列の選択肢に入ってきている。相手が誰か、何が問題なのか、という点をもとに、訴訟にするか調停にするのか判断している。相手方が個人の場合は、不出頭が原因で、二、三か月経過した後に不調ということもあるので、少し調停を敬遠する傾向はある。調停を利用するかどうかの見極めは、内部でやっているが、最終的な判断は、弁護士の意見を聞いて行っている。調停利用促進のためには、一般の個人にどうアピールすべきかを考えるべきだと思う。

：見極め、二度手間になるかどうか、一度やってみた方がいいのかどうかについては、調停の現場がわからないので、その判断は、なかなか難しい。例えば、家のリフォームをあまり良くない業者に頼んでしまい、お金を払いたくないという人がいた場合、相手の業者が脅してきたりしそうな場合等は、弁護士に代理人になってもらった方がいいとも思う。調停を申し立てた場合、調停が成立しなくとも、その過程で、お互いの主張を理解し、途中で解決することもあるという話を本日聞き、そうであれば、これからは、もう少し調停を勧めてもよいのではないかと思った。相手によっては、消費生活センターの斡旋を全く受け付けない人もいたので、今後は、ひとまず調停を申し立ててもらってもよいのではないかと思った。もう少し情報を、振り分ける側にいただければ振り分けがしやすくなる。高齢者や障害者に対しても、調停委員がうまく話を聞いていただけるのかどうか

など、裁判所側はここまで出来ますよ、ということを示していただければ、振り分けがしやすくなる。消費生活相談員への勉強会を行うなどしていただければ、具体的なアドバイスを相談の現場ですることができる。

：リフォームに関する調停の場合は、調停委員のうち一人を建築士にする。相手方が法人の場合、通常、何らかの対応をしてもらえる。建築士を通して資料を提出してもらい、同時に、調停委員が現場を見に行く。相手の業者に対しても、この調停委員は建築士ですとお伝えした上で、調停を進めているので、相手の業者においても、実際よく対応してもらっている。ぜひ調停を勧めてもらえたらと思う。

：良い話を聞いた。相談の現場で、建築士に来ていただくと、3万円位のお金がかかってしまうので、無料で専門家に入っていただける調停は、良い制度だと思う。修繕すべき箇所があるのに家主が修繕せず、ご本人が高齢で動くことができない、弁護士も代理権がないという事例などの場合は、問題となっている現場を調停委員に見に来ていただけるのか、また、この場合、家主を、調停の場に呼び出すことができるのか伺いたい。

：事案にもよるが、現地調査をさせていただくという場合もある。相手方を家主さんにして申し立てしていただければ、相手方である家主さん呼び出して、調停を行うことももちろんできる。

：裁判所作成のリーフレットを市役所に届けているが、このリーフレットを消費生活センターで利用されているのかどうか、伺いたい。

：利用している。当事者へお渡ししているが、記載が簡単すぎるので、もっと具体的な記載をしてもらいたい。

：「調停のあらまし」というパンフレット記載のとおり、調停の件数は平成14年、15年をピークに、その後、減少に転じている。訴訟の方がその減少を補うような形で増加しているが、この点をどう分析しているのか伺いたい。

：平成15年ころ調停事件数がピークとなっているのは、この時期に、消費者金融からたくさんお金を借りて返せなくなった多重債務者申立の特定調停事件が多かったためである。この時期から訴訟が増加しているのは、利息制限法所定の制限利息を超える利息をとっていたサラ金業者に対する過払金返還請求訴訟が提起されるようになり、最高裁の判例が積み重ねられることにより、その請求が容易になって、過払金返還請求事件が増えていったためである。一方、貸金業法等の改正や過払金返還請求訴訟により多重債務者にお金が返ってくるようになったことから特定調停事件は減っていった。平成21年、22年ころが、過払金返還請求事件数のピークになっているが、この時期までに請求すべき人はし尽くしてきたということで、この時期を境に、訴訟事件数も下落していったという経緯がある。

：そもそも、そのような特殊な理由があって、調停事件数が下落していったと考えているのか伺いたい。

：今回、問題としているのは、特定調停事件を除いた一般調停の事件数が伸び悩んでいることである。世の中の紛争が減っているわけではないのに、一般調停事件数が伸び悩んでいるという点に問題がある。

：本来調停にいくべき紛争が、訴訟にいつているという問題意識を持っているのか。

：両面から考える必要がある。訴訟の方に吸い上げられてしまっているのかという側面と調停の方が吸い上げていないのではないのかという側面がある。

：民間ADRに、紛争が流れている可能性はあるのだろうか。

：その可能性はある。

：訴訟と調停の二者択一ではなく、ADRなどの第三の道というものも考える必要がある。ADRの件数の正確な数値を拾うことはなかなか難しいが、おそらくADRが増えているであろうというバックグラウンドがあるので、調停だけを見て事件

数がなぜ減っているかどうか考えるのは難しいと思う。

：調停利用者促進のためには，弁護士に対しては，しっかり研修し，代理人以外の一般国民に対しては，しっかりした広報が必要であると思う。

：若い弁護士の場合，とりあえず判決が欲しいと言い，まだ話し合いの醍醐味というものがわかっていない方もいる。調停の成功体験を積み重ねていけば，調停を利用する弁護士も増えるのではないかと考えている。

：調停について，訴訟の公開判例に相当するようなものがあるのか伺いたい。

：研修などで，実際の事案を抽象化して紹介することはあるが，調停は非公開なので，公開している判例に相当するようなものはない。口コミ等で広がることを考えている。

：訴訟の公開判例に相当するようなものが調停にもあれば，単に研修をするよりも，弁護士，司法書士の調停利用の判断材料になると思う。

：弁護士，司法書士との意見交換会では，そのような要望は実際にあったのか。

：弁護士，司法書士との意見交換会で，そのような意見は出ていなかった。弁護士との意見交換会では，紛争解決手段として調停が有用であるので，それをもっと若手弁護士にわかってもらいたいという話が出て，司法書士との意見交換会では，賃料増減関係の事件などでは不動産鑑定士を使って簡易鑑定に近い意見を出しているのので，調停を利用することはお得ではないか，司法書士の研修でもそのような具体的なイメージを話してはどうか，という話が出た。

：消費生活センター全体として，いろいろな情報を共有できたらと考えているので，その前提として，先ほどもお話しさせていただいた勉強会を行うなどの情報提供をしていただけたらと思う。

：調停に代わる決定というものがあるという話が先ほど出たが，当事者の一方に何らかの不服があっても，裁判所が決定を出してくれるという理解でよいか伺いたい。

：調停委員会が、調停手続の中で当事者から主張されたものを整理してそれを証拠にあてはめ、調停委員会としての解決案を作成し、それを示して双方を説得することになる。双方とも中身について御理解いただいているが、あと少しの最後のところで合意に至らないという場合に、不成立にするとそれまでの過程が無駄になってしまうこともあるので、今までの経緯や事案の中身等を総合的に判断して調停委員会の意見を出すというのが、調停に代わる決定であり、それに対して当事者から異議申立があれば、調停に代わる決定の効力は失われる。ただし、あまり異議が出ていないというのが実情である。

：税理士会などでもピーアールしてもらえれば、調停は窓口が広い制度なので非常に使えると思う。本日、二度手間という話が再三出たが、調停の中で出てきた主張や証拠などを、訴訟の中では使えないのか。

：調停が不調になった場合、調停の成果を訴訟で使うこともできる。例えば、調停の中で、建築士が現場を見てコメントをして、ペーパーに残しているものや、不動産鑑定士が簡易鑑定的に妥当な賃料を記載したものなどを、調停委員会が調停が不成立となる調停期日の調停調書に別紙として添付したり、調停中に意見書という形で当事者に交付したりすれば、調停不成立で訴訟になった場合当事者がこれらを訴訟の中で証拠として提出することができる。専門家の成果がない場合でも、争点整理的なことをして、事件のポイントを絞ることができる。裁判所側からすると、二度手間というのは誤解があると考えている。

：個人的には、二度手間とは思っていない。90年の歴史があり、他のADRと比べても、費用が安く済み、専門家にも関与してもらえる。ピーアールの問題などで、広く社会一般に浸透していないと思われる。

：調停制度は、利用者にとっては安上がりで、相談のところからきちんと説明をして、弁護士がいなくともある程度裁判所が進め、裁判官1人、調停委員2人が一つの事件に付くという非常に国がお金を掛けている手続である。そのような重

装備の制度を、いろいろな事件で使えるようにしてきたのは、やはり日本では話し合いによる解決が良いという国民性に根ざしているのではないかと思う。

： 現在，東アジアへの支援で，調停制度が目玉になっている。世界的に見ても優れていると評価されている制度を，国民が知らないというのはもったいないと思う。

： 裁判所の専門家調停委員についての補足説明はあるだろうか。

： 大阪簡易裁判所の調停委員は，昨年4月1日現在，350名程度おりそのうち弁護士127名，医師14名，不動産鑑定士32名，建築士36名，公認会計士7名，税理士10名，社会保険労務士5名，コンピューター関係7名，保険関係6名といった専門家の方がいる。

： 平成19年から調停委員を務めているが，関わっている事件は，かなりの時間がかかってしまっている。時間をかけないと，本質にたどり着けない事件，現地に行かないとわからない事件もある。利用者が，時間がかかってしまっていることについてどのように思っているのか，気にすべき点ではあると思う。

： 今現在扱っていただいている事件は，地方裁判所の訴訟から調停に付している事件で，本日テーマとして話し合っている簡易裁判所の調停事件とは，少し質が異なる。簡易裁判所では3か月位で成立に至っていることが多い。ただし，今後当事者にある程度の審理期間の見通しを示さなければいけないと思う。

： 調停利用者アンケートについては，今後，恒常的に行ってはどうか。

： 現在のアンケートは，調停制度の利用促進という目的の下，3か月という期間で実施している。引き続いて実施するかどうかは，また検討したい。

： もし，また実施することになれば，本日の意見交換当初に出された年齢及び男女といったアンケート項目も検討した上で実施したい。

#### (6) 前回委員会の結果のフィードバックについて

： 前回10月29日開催の大阪地方裁判所委員会において御協議いただいた点に

については、地方裁判所委員会議事録として裁判所のホームページにも掲載されているので、裁判官は、いつでもそれを見ることができるところだが、さらに委員会後開かれた裁判官会議で、例えば、「最近の若者の特徴として、マニュアル指向、根拠のない自信をもっている、労を厭うという点があげられる。」「民間企業では、絶えず選抜試験が課される。そのようなシステムが裁判官にも必要である。」「当事者は裁判官を選ぶことができないのであるから、裁判官は幅広い教養を持つ必要がある。」「今後、コミュニケーション能力がますます重要になってくる。」といったところを、全裁判官に伝えた。各裁判官とも、真摯に聞き入っていたことを御報告させていただきたい。

## 7 次回のテーマについて

：事前に各委員へ次回テーマについてお伺いした中で、「裁判員制度導入前後における判決の変化」というものが寄せられたが、御提案いただいた委員から補足説明があれば伺いたい。

：裁判員制度導入前後で、同じような事例が、より厳しく判定されるようになってきたのかどうかといった点を伺えればと思う。

：性犯罪、殺人など量刑が動いている事件もあるので、その量刑についての話や従来の裁判官のみによる裁判と裁判員裁判との判決書の質的な変化などについての説明はできると思う。

：裁判員制度開始後、今年5月で4年経過する。大阪地裁だけでも400件位の裁判員裁判が行われた。裁判員裁判を分析して、ご意見を伺うのにふさわしい時期かもしれない。他に、学識経験者委員が希望されるテーマを取り上げるべきだという意見も事前に伺っているが、御提案いただいた委員から補足説明があれば伺いたい。

：学識経験者委員11名から出されたテーマが良いと思う。今回学識経験者委員から提出された裁判員裁判をテーマにすることも良いと思う。

： 現在建設中の本庁の増築棟をテーマにしてはどうかという御意見も伺っているが、御提案いただいた委員から補足説明があれば伺いたい。

： 開かれた裁判所にするためには施設の面から考えなければいけない点もある。時期的に難しい部分もあると思うので、ハードの面ではなくソフトの面で話し合えればと思い、テーマの候補として提出した。

： 増築棟工事は、1月末現在で7階位まで進んでいるところだが、増築棟に事務移転した後、庁舎の利用勝手を見ていただくため、委員の皆様を御案内する機会を設けることを考えている。

： ハードの面をどこまで変更できるかといった問題はある。いずれ増築棟については、各委員に御覧いただいて、どこか改善すべき点があれば、御意見を伺いたいと考えている。

： 専門用語の使用に関しての工夫について意見を、事前に提出した。本日も「ADR」という言葉が出たが、一般には言われてもすぐにはわからない人がいると思う。議題に関しても、法曹関係者以外は、問題がどこにあるのか、すぐには特定できない。学識経験者委員から、司法に関して持っておられる問題意識、生の意見を出していただき、法曹委員の方で、その問題点を特定するという作業をしてはどうか。

： それでは、各委員、テーマについての御意見等があれば伺いたい。

： 若手裁判官に関し、社会人としての規範をどうアップさせていくかというテーマはどうだろうか。判事補に対して、裁判所も研修を行っているとは思いますが、各委員からは、裁判所と異なる視点からの研修についての御意見が出るかもしれない。

： 裁判所の中にある記録、資料、データの情報管理やセキュリティがどうなっているのか、どのような取組を行っているのかを伺いたい。そういった点をオープンにすることが、裁判所に対する信頼を高めることにつながると思う。

：前回，法科大学院の關係のテーマであったが，現在，大学改革の中でロースクールのことをやっているのので，もう少しこの点について，各委員から御意見を出してもらっても良いのではないかと考えている。

：先ほど増築棟の話が出たが，裁判所の中がどうなっているのかホームページを見てもよくわからなかった。

：そういった点を始め広報を含めた情報公開の在り方について，テーマにしてはどうかということによろしいか。

：はい。

：情報管理の話が出たが，膨大な事件の管理をどうやっているのかを知りたい。

：海外の裁判のテレビなどでは，裁判が報道に対して公開されている。日本では似顔絵などは報道されているが，オープンになっていない面もある。その点について興味がある。

：昔は民事裁判か刑事裁判かといった感じであったが，現在，社会が多様化して知財事件や医療事件や労働事件など多岐に分かれている。どういう分かれ方をし，どういうテーマについて，どういう裁判所の中で判決が出されているのかを教えてください。

：社会が高度化し，情報量が増え，それに伴い，知識も細分化高度化し，訴訟で出される会社側の情報量も多くなった。そういった状況に，裁判所側が，きちんと対応できているのかという点をテーマにしたいということによろしいか。

：その通りである。社会の多様化に，裁判所が付いていけているのかという点について，説明していただきたい。

：裁判官の思想信条の問題について，興味がある。

：新しいテーマも良いが，今までのテーマを更に発展させ深めるという方法もあるのではないかと思う。一つ目として，前回，法曹養成の關係のテーマであったが，ロースクール，判事補任官という点に焦点が当たっていたので，若手裁判官

の育成という観点から、前回の延長として、委員の方々から御意見を伺うのも良いのではないかと思います。二つ目として、今回、簡易裁判所の調停がテーマであったが、簡易裁判所には他に司法委員という方もいるので、独立簡易裁判所も含めた簡易裁判所全体の機能について御意見を伺うのも良いのではないかと思います。三つ目として、昨年12月に最高裁判所事務総局から出された裁判員裁判実施状況の検証報告書の中で、裁判員裁判の問題点が指摘され、現在、大阪地方裁判所でも改善に取り組んでいるところなので、そういった点を紹介させてもらいつつ、御意見を伺うのも良いのではないかと思います。

：刑事裁判以外の裁判所の機能を知りたい。

：それでは、次回のテーマとして、特に取り上げたいことはあるか、各委員に伺いたい。

：先ほど出た裁判官任官後の話について、人事的なことも含めて説明していただき、各委員から御意見を伺ってはどうか。

：本日伺ったテーマについての御意見を検討して、次回テーマを選びたい。